遊歩アクティブ・遊歩ジョイ 航空機への積載について



お客様へ

- 航空機に搭乗される場合は、「電動車いす」をご利用されていることを事前に航空会社に 連絡して、航空会社の指示に従ってください。
- 航空会社から、寸法(縦・横・高さ)、重量、バッテリーの種類等について確認を求められますので、取扱説明書をお手元に準備してお話しください。

簡易諸元

機種名		遊歩アクティブ		遊歩ジョイ	
寸法 (全長×全 幅×全高)	使用時	1,035 × 660 × 925 (mm)		1,015 × 585 × 880 (mm)	
	折り畳み時	790 × 450 × 760 (mm)		800 × 390 × 705 (mm)	
重量	バッテリー 含む	[標準] 31.8(kg)	[介助] 33.2(kg)	[標準+介助B] 30.6(kg)	[介助] 31.0(kg)
	バッテリー 除く	[標準] 29.4(kg)	[介助] 30.8(kg)	[標準+介助B] 28.2(kg)	[介助] 28.6(kg)
バッテリー		型式;JWB3(*リチウムイオンバッテリー) 電圧;36V 容量;6.45Ah ワット数;233Wh 種類;マイコン内蔵乾式密閉型(ドライタイプ) 使用個数;1個			

- *バッテリーのラベルにLi-ionと表示、下部に233Whと表示。
- リチウムイオンバッテリーは、航空機への機内持込・荷物としての預け入れが制限される ことがあります。可否判断の権限は航空会社にありますので、ご利用の際には、必ず事前 に航空会社へご相談ください。
- ご不明な点がある場合は、販売店にお問い合わせください。

ご参考

- > 【国土交通省】機内持込・お預け手荷物における危険物について
- >【国土交通省】電動車椅子で航空機を御利用される場合のルールについて PDF(387KB)
- ※国土交通省のWEBサイトへのリンクです。

航空会社から証明書の提出を求められた場合

■ 航空会社からリチウムイオンバッテリーの証明書を求められた場合、以下の書類を提出 してください。内容は、国連が定める危険物輸送の試験要件にクリアしている内容の自己 宣言書となっております。



遊歩アクティブ・遊歩ジョイ用リチウムイオンバッテリー

- >日本語版ダウンロード PDF (243KB)
- > 英語版ダウンロード PDF (251KB)

・IATA DANGEROUS GOODS REGULATION 65版 規定2.3.2.4において、 旅客または乗務員が携行する危険物で、運行者の承認を得て、受託手荷物としてのみ受託可能な物品として、「リチウム電池を装備した車椅子/ 移動補助機器」が規定されています。

※IATAとは?

International Air Transport Association (国際航空運送協会)の略で、国際線をもつ世界の航空会社の団体です。



- ・一般的にリチウムイオンバッテリーは、IATA航空危険物規則書において危険品に該当します。
- ・遊歩アクティブ・遊歩ジョイ用リチウムイオンバッテリーは国連が定める危険物輸送の試験 要件にクリアしているため、自己宣言書をご用意しておりますが、航空会社によっては証明 書があっても機内持ち込みが認められない場合があります。
- ・可否判断の権限は航空会社にありますので、航空機に乗ることが決まりましたら、電動車椅子を使うことを必ず事前に航空会社に連絡し、航空会社の指示に従ってください。